

にしかつら



主な内容

- 住宅火災警報器設置について・・・P2
- 統一地方選挙について・・・P3
- 地域包括支援センターより・・・P6
- 自立支援協議会・・・P8
- その他のお知らせ・・・P11
- 行事予定・人の動き・・・P13
- フォトニュース・・・P14

Photo：保育所お別れ遠足

総務課

飲酒運転絶滅作戦・西桂町3年連続表彰

平成23年交通安全推進県民大会が桃源郷文化会館で開催されました。「山梨県飲酒運転絶滅作戦」優良市町村表彰が行なわれ、西桂町が知事表彰を受けました。飲酒運転絶滅作戦は、平成22年1月から12月にかけて飲酒運転の根絶を目的に、交通関係団体と連携を図るなかで各種取り組みを展開してきました。特に西桂町は、飲酒運転絶滅対策を積極的に推進し優れた成績を残したとして、高い評価を受けました。

- 町民一人ひとりが飲酒運転など交通事故防止の規範意識の高揚から達成した成果です。今後も、飲酒運転の絶滅など交通ルールの遵守に向けて、地域や家庭、学校、職場で話し合い、交通事故の無い西桂町を目指しましょう。



●西桂町・飲酒運転違反者集計（運転免許証の住所が西桂町にある者）

年 度	町内の運転免許人口	違反者	その他
平成19年	3,080	4	4月以降0人
平成20年	3,090	0	優良市町村として知事表彰
平成21年	3,070	0	〃
平成22年	3,100	0	〃

平成18年6月1日以降に新築された住宅については、新築時の設置が義務付けられていますので火災警報器が設置されています。

平成18年5月末以前に建築された住宅については、火災警報器が設置されていない可能性がありますので確認をお願いします。

すべての住宅が対象です。平成23年6月1日の義務化へ向け、正しく設置し、家族を火災から守りましょう。

設置場所がわからない・どこで購入したら良いのかわからない等でお悩みの方は、下記へご相談ください。



住宅用火災警報器相談室

0120-565-911

富士五湖消防本部

0555-22-0119



住宅用火災警報機は設置済みですか？

※悪質な訪問販売や点検に注意しましょう。

統一地方選挙のお知らせ

西桂町では、次のとおり選挙が行われる予定です。
皆さんの生活に直接関係する大切な選挙です。投票日には、
棄権することなく投票に出掛けてください。

◎山梨県議会議員一般選挙

4月10日(日)

◎西桂町議会議員一般選挙

4月24日(日)

※投票日に予定のある方は、期
日前投票をお願いします。

西桂町議会議員一般選挙立候補予定者説明会を開催

4月24日(日)執行予定の西桂町議会議員
一般選挙の立候補予定者説明会を次のとおり
開催します。

□日 時 4月12日(火) 午前10時
□場 所 役場2階大会議室
□その他 1候補者につき2人まで

郵便等投票のお知らせ

重度の障害がある方や介護が必要な方で、投票所に行けない方が、郵便で投票できる制度です。次の方に、「郵便等投票証明書」が交付されます。

対象 次のいずれかに当てはまる方

1. 身体障害者手帳または、戦傷病者手帳をお持ちの方で、両下肢や内臓機能などに一定以上の重度の障害がある方
2. 介護保険法上の要介護者で、要介護状態区分が要介護5である方

～代理記載制度～

◇郵便等投票をする時に、代理の方が投票用紙に記載できる制度です。

対象 郵便等投票の1. または、2. と次のいずれかに当てはまる方

- ①身体障害者福祉法上の身体障害者手帳をお持ちの方で、上肢または、視覚の障害の程度が1級の方
- ②戦傷病者特別援護法上の戦傷病者手帳をお持ちの方で、上肢または、視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までの方

※郵便投票による投票用紙の交付請求は、選挙期日の4日前までです（「郵便等投票証明書」がないと交付請求ができないため、あらかじめ「郵便等投票証明書」をもっていることが条件となります。）ので、お早めにお手続きをお願いします。

□問い合わせ先 西桂町選挙管理委員会

西桂町男女共同参画 推進委員会からお願い

平成23年2月19日、下暮
地公民館において、下暮地
組長会議が開催されまし
た。会議に先立ちまして、
「男女共同参画社会をめざ
して」と題して、当委員会
の出前講座の時間を割いて
いただきました。

男女共同参画社会とは
、男女共同参画について
の町民の意識は、現状の
課題と委員会の活動方針等
について説明させていただ
きました。組長の皆様は、
委員の説明に、熱心に聞き
入っていました。

当委員会では、町民の皆
様に、「男女共同参画につ
いて」理解を深めていただ
くよう、地域の会合へ出前
講座に伺
いますの
で、ご理
解とご協
力をお願
い申し上
げます。



税務住民課

国民健康保険からのお知らせ

「特定健診・
人間ドックの自己負担額が
無料になりました」

平成23年度より、西桂町国民
健康保険の特定健診を受けてい
ただきやすいように、特定健診
の自己負担額1,500円、人
間ドックの10,000円がそ
れぞれ無料となりました。
特定健診は、生活習慣病の芽
を早い段階で見つける健診で
す。

この無料となった機会に、毎
年1回特定健診を受けていた
だき、生活習慣病予防にお役立
てください。

※無料となる対象者は国民健康
保険加入者です。特定健診の
場合は40歳（S46.4.2以
前）74歳（75歳到達日前）の
方、人間ドックの場合は40歳
（S46.4.2）S47.4.1）
45歳（S41.4.2）S42.4.
1）50歳〜64歳（S22.4.
2）S37.4.1）の方となり
ます。

その他詳細については、西桂
町役場・税務住民課・国保係へ
お問い合わせください。

国民健康保険

保険証は更新しましたか？ 保険税は納めましたか？

更新しましたか国民健康保険証

国民健康保険の被保険者証及び退職被保険者証が、4月1日から新しくなりました。

旧保険証では医療機関にかかれませんので、まだ更新されていない方は、役場窓口にて至急更新してください。（更新手続きには旧保険証を持参してください。）

国保の届出について

この4月、国保被保険者で会社に就職する方、又は会社を退職される方で国保以外の健康保険に入る見込みがない方は、国保の届出をお願いします。

国保を取得する場合は、取得日までさかのぼって課税されます。また、喪失の手続きをしないといつまでも課税され続けますので、届出はすみやかにお願いいたします。

国保に加入する日

1. 他の市町村から転入してきた日
(職場の保険に加入していない場合)
2. 職場を退職した日の翌日
3. 出生した日
4. 生活保護を受けなくなった日

国保をやめる日

1. 他の市町村へ転出する日の翌日
2. 職場の健康保険にはいった日の翌日
3. 死亡した日の翌日
4. 生活保護を受け始めた日

届出に必要なもの

国保に入るとき

- ①印鑑
- ②健康保険資格喪失証明書（職場を退職した日がわかるもので、事業所が交付します）
- ③保険証（家族の中で国保に加入している人がある場合）
- ④年金を受給している方は年金証書

国保をやめるとき

- ①印鑑
- ②新しい保険証と国保の保険証の両方

※届出は役場税務住民課
窓口で行って下さい。

平成 22 年度国民健康保険税はもう納めましたか？

この4月より平成 23 年度がスタートしましたが、まだ、平成 22 年度の国保税を納め終わっていない方は、至急納めてくださいますようお願いいたします。前年度以前の保険税を完納されていないと通常の保険証に代わって資格証明書や短期保険証をお渡しすることになります。また、高額療養費や出産育児一時金等の給付を保険税に充当していただくなどの指導をさせていただきますので、ご承知下さい。

国保は、地域に住む人たちがふだんからお金（保険税）を出し合い、医療費などにあて、お互いを助け合うという目的から生まれた相互扶助の制度です。国保被保険者のご理解ご協力をお願いいたします。

固定資産税に係る縦覧について

縦覧制度とは

固定資産（土地・家屋）の納税者が、ほかの土地や家屋の評価額と比較することにより、自己の土地や家屋の評価額が適正であることを確認できるようにするための制度です。

縦覧期間

4月1日（金）～5月31日（火）午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

縦覧を行う場所

西桂町役場 税務住民課税務係

縦覧できる方

○土地価格等縦覧帳簿

町内に所在する土地の固定資産税の納税者及びその家族等代理権を有する方

○家屋価格等縦覧帳簿

町内に所在する家屋の固定資産税の納税者及びその家族等代理権を有する方

縦覧帳簿の記載項目

「土地価格等縦覧帳簿」…土地の所在、地番、地目、地籍、価格

「家屋価格等縦覧帳簿」…家屋の所在、家屋番号、構造、床面積、価格等

縦覧に際してのお願い

縦覧できる方かどうかを確認するため、お手持ちの納税通知書、課税明細書、または運転免許証等ご本人を証明できるものをご用意ください。

なお、「縦覧できる方の代理人として見える場合は、必ず委任状をご持参ください。」

※平成23年度の固定資産税の第1期の納期限は、5月31日（火）です。納税通知書は5月上旬に郵送予定です。

口座振替のご利用を！

町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税・国民健康保険税の納付について、便利で安心な口座振替のご利用をお勧めします。

町税がコンビニエンスストアで納付できます

4月よりコンビニで町税の納付ができるようになります。（全国の店舗で納付可能）コンビニで納付できるのは、納付額が30万円以下でバーコードが印字されている納付書に限ります。コンビニでは曜日や時間に関係なく納付できますが、取扱期限が過ぎた納付書や金額の加筆訂正された納付書では納付できません。

納付できるコンビニエンスストア一覧（五十音順）

イーエム・ピーエム、エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スパーク北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セブオン、セブソーイレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、ヤマザキスペシャルパートナーショップ

国民年金のお知らせ

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「法定免除制度」があります。

また、若年層（20歳代）の方を対象として保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や学生の方を対象とした「学生納付特例制度」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されませんが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっており、将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

追納保険料は、先に経過した月の分から順次納めていただくこととなります。

問合わせ先

大月年金事務所
0554-22-3811

業務終了時間の変更のお知らせ

山梨県後期高齢者医療広域連合では、人事院勧告に基づき、職員の勤務時間を現行の1日8時間から7時間45分に短縮いたします。

これにともない、本広域連合の業務終了時間が、平成23年4月1日から、これまでの午後5時30分から午後5時15分に変更となりますので、お知らせいたします。

問い合わせ

山梨県後期高齢者医療広域連合
総務課（055-236-5671）

県地方税滞納整理推進機構と共同で 町税の徴収を強化しています。

税は、まちづくりを支える大切な財源です。町では、町税などを納付した皆さんとの公平を保ち、滞納の解消を図るために、県と共同で「山梨県地方税滞納整理推進機構」を設置し、今年で4年目となります。

町税を滞納し納税指導等に従わない方に対し差押え等の滞納処分を強力に推進し実行しています。

納期限までに税金を納付していない状態を滞納といいますが、滞納すると、本来納めるべき税金の他に延滞金を納めなければなりません。また、滞納者が税金を滞納したまま放置しておく、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく、強制的に財産の差押えや公売などの滞納処分を受けることとなりますので納期限内に納税されますようお願いいたします。

◎滞納解消に向けた取り組み

町では、滞納解消へ向け、次のような取り組みを行っています。

- ・ **納税相談** 町税を納期限までに納めることが困難な場合等。
- ・ **納税督促・催告** 納期限が過ぎても納付のない方に、督促状・催告書の送付、電話催告、自宅訪問等。
- ・ **財産調査** 納期限内に納付がない場合に、法律に基づく財産調査等。
- ・ **滞納処分（財産差押・換価）** 再三にわたる催告にも応じない場合は、差押・強制換価等。（法律では、督促状送付後10日を経過すれば、財産差押が可能となります。）

介護保険制度について

介護保険制度とは、高齢者が介護が必要な状態になっても、できるだけ自立した生活ができるようみんなで支える制度です。また、40歳から64歳の方であっても介護保険の対象となる16種類の特定疾病に罹患した際には、介護保険サービスを利用する事ができます。

詳細についてはお問い合わせください。

西桂町地域包括支援センターを活用しましょう。

いきいき健康福祉センター内に西桂町地域包括支援センターが設置されています。

地域包括支援センターでは、高齢者が地域で自立した日常生活が送れる為の支援を実施しています。高齢者の生活全般について相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

なお、保健師が不在の場合もありますので電話連絡の上、来所してください。

福祉保健課

元気はつらつ運動教室

毎週火曜日、午前10時～11時30分、YLO会館において、65歳以上を対象とした「元気はつらつ運動教室」を開催しています。

この教室は、運動機能向上を目的にストレッチ体操、日常生活動作向上体操を行っています。

転倒が引き金となり、身体状態が急に衰え、寝たきりになるケースが増えています。いくつになっても筋力は向上させる事ができます。参加希望の方は、下記までお問い合わせください。

一緒に楽しく運動し、充実した日々を送りましょう。

お問い合わせ先

西桂町地域包括支援センター
(いきいき健康福祉センター内)

西桂町高齢者生活支援サービスについて

西桂町では、下記の生活支援サービスを行っています。利用の際には事前申請が必要であり、利用料等も発生いたしますので、詳細についてはお問い合わせください。

- ・ **配食サービス** 高齢や心身の障害、疾病等の理由により調理が困難な方を対象に、昼食を配食するサービス。
- ・ **外出支援サービス** ひとり暮らしや高齢者世帯で、自家用車を持たない高齢者を対象に自宅から医療機関への送迎を行うサービス。
- ・ **軽度生活援助サービス** ひとり暮らし等の高齢者を対象に、外出・散歩の付き添いや食材の買物など、軽易な日常生活上の家事援助等を行うサービス。
- ・ **訪問理容サービス** 寝たきり等の高齢者等を対象に、自宅を訪問して理美容を行うサービス。
- ・ **緊急通報サービス** ひとり暮らし高齢者等が、緊急時に支援者に連絡して、いち早く応急処置、救急体制をとるためのシステム機器を貸与するサービス。
- ・ **生きがいデイサービス** 介護保険認定者以外に必要な方を対象に、日常動作訓練や趣味活動などを提供する通所サービス。

ひよこ学級活動報告

2月10日(木) 渡辺
光美さんを講師に迎え
リズムテコンドーを行
いました。「かけがえ
のない命を愛すること
のできる心と体づく
り」をテーマにリズム
に合わせて体を動かし
たり、キックミット、
パラバールン、カス
タネット、風船など様
々な道具を使った遊び
も楽しく親子のふれあ
いと命の大切さを実感
する良い機会となれた
ようでした。



3月2日(水) 子育
てセミナーと共催で浜
田純一さんを講師に迎
え親子フィットネス教



室を行いました。親子
でふれあいながらのリ
ズム遊びがとても楽し
かった様子。保育所の
つくし組、2歳児も一
緒に参加し賑やかな中
で活動することが出来
ました。
子育ての応援として
愛育会の皆さんが食事
を用意して下さい、親子
でおいしく頂きました。
ご協力
ありが
とうご
さいま
した。



4月
1日より

子宮頸がん予防ワクチンの 助成対象学年が更に拡大されます。

子宮頸がんは、子宮頸部とよばれる子宮の入口付近より発生するがんです。ヒトパピローマウイルス(H
P V)というウイルス感染が原因で引き起こされることがほとんどで、20歳～30歳代で急増しています。

4月1日より中学2年生女子が対象に追加されます。対象となる保護者様には通知を郵送します。

子宮頸がん予防ワクチンは、任意接種です。ワクチンの効果についてよくご理解の上、接種を希望され
る方は、いきいき健康福祉センターで申請をしてください。「助成対象通知書」を発行します。医療機関
に予約をしてから、助成対象通知書と母子手帳を医療機関へご持参ください。

対象者

23年度の対象学年

中学1年生・中学2年生・中学3年生

高校1年生・高校2年生に相当する女子

注 意 ■高校2年生の対象となる場合は、平成22年度の高校1年生の学年で(2月1
日～3月31日までに)1回～2回の接種を行った場合に限り対象でしたが、
ワクチンの供給不足のため、初回の接種者への供給が困難な状況であり、平成
23年4月1日以降に1回目の接種をした場合でも対象となります。
■ただし、高校2年生で接種を希望する方の申請期限は、**3月31日まで**です。

助成額

1回の接種につき 15,000円 (計3回 45,000円)

※助成額を超えた金額は自己負担となります。

※十分な予防効果を得るためには3回の接種が必要です。

接種期間

2回目の接種は初回から1か月後、3回目の接種は初回から6
か月後

お知らせ

■ワクチンの供給状況を踏まえ、既に接種を開始した方の2回・3回目の接種が優先され、
初回の接種者への接種が差し控えられている状況ですが、助成の対象となられる方への
ワクチン年間供給量は今後確保されます。

■接種の際は、医療機関に予約を必ずしてください。

問い合わせ いきいき健康福祉センター 保健係 25-4000

過去の広報誌を町のホームページで見ることができます。「<http://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp>」にアクセス!

4月1日より

「乳幼児医療費助成事業」が廃止され、
「子ども医療費助成事業」に統合されます。

平成22年6月より実施しております医療費助成事業について、今年度より乳幼児医療費助成事業を廃止・統合し、「子ども医療費助成事業」に一本化します。

これにより、従来実施してきました制度切り替え時の受給者証の交換がなくなり、出生から中学3年生まで1枚の受給者証で医療機関に受診できるようになりました。

対象者については受給者証が3月末までに個別に郵送されております、今お持ちの古い受給者証は使えなくなりますので破棄していただくようお願いいたします。

変更点

山梨県の補助事業対象年齢（※1）までは「乳幼児医療費助成事業」で対応
受給者証は毎年更新
変更後

0歳から中学3年生まで「子ども医療費助成事業」で対応
受給者証は当初発行した

ものを15歳到達年の年度末（中学3年の年度末）まで使用

・今後も「保険証が変わった」「住所が変わった」などの変更があつた場合には、その都度手続が必要になります。

・日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」との併用はできませんので、保育所や学校で起こった事故やけがについては受給者証を使用しないでください。

・第三者行為（※2）についても受給者証の使用はできません。

※1 通院は5歳到達時の誕生月まで、入院は6歳到達時の年度末（小学校就学前）までが対象

※2 交通事故など他人（第三者）の行為により、ケガが病気になること

ご不明な点は

いきいき健康福祉センター
保健係まで

産業振興課

猫の飼い方を考えましょう！



● 飼えない子ねこを生ませたり、増やしたりしてませんか？ ●

エサをあげるだけの飼い方は、飼い主のいない子ねこを増やす手助けをしていることです。
病気の予防・ケア、トイレのしつけ、人社会の中でねこと暮らすためのマナーを守って飼いましょう。

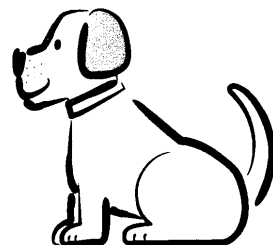
犬を飼う人のマナー

● 散歩のときの引き綱（リード）の使い方 ●

放したり、長い引き綱を使っていたら、急な飛び出し、いたずらも制御することができません。犬を放して運動させたいのであればドッグランなどの施設を利用することも一つの方法です。
大型犬の場合は、必ず制御できる人が散歩させましょう。
他人に被害を及ぼすだけでなく自分が引きずられてケガをするケースも発生しています。

● ふん・おしっこの後始末 ●

飼い犬の排泄物は持ち帰って処分しましょう。
通行中に踏んでしまったり、犬の体についてしまったらいやですね。
おしっこもペットボトル等に水を携帯し、後を流しておきましょう。
公共の場はきれいに使用しましょう。



● むだ吠え ●

番犬だからといって、いつまでも吠えさせていたらご近所迷惑です。
また、なきやまずに悩んでいるという方は、どうして泣くのかその原因を探してみましょう。
解決の方法が見えてくるかもしれません。
また、「犬の飼い方教室」を利用して犬について勉強してみましょう。

犬の管理としつけは飼い主の責任です。

4月3日(日) 川澄い並びに 道路清掃実施日

町民皆様のご協力をお願いします。なお、雨天中止の場合は、午前6時30分に防災無線にて放送します。



建設水道課

狂犬病予防注射についてお知らせ

平成23年度狂犬病予防注射を次のとおり実施します。注射会場は混雑しますので釣銭のないよう料金を持参してください。

- 日 時 4月7日(木)
午前10時～12時 午後1時～3時
- 場 所 役場横駐車場
- 手 数 料
新規登録手数料 3,000円
予防注射料金 2,850円
注射済票交付手数料 550円
- 担当獣医 堀内獣医師
- 注 意 当日予防注射を受けられない場合は、役場環境係までご連絡ください。後日訪問注射を実施いたします。
- そ の 他 法律に基づき犬の登録は義務づけられています。未登録の飼い主は必ず登録してください。また、予防注射は生後91日(約3か月)以上になったら年1回必ず受けましょう。

次のときは、犬の飼い主の方は町に届出をしてください。

- ・飼い犬が死亡したとき
- ・飼い主が変わったとき
- ・飼い犬の所在地の変更
- ・飼い犬の変更

問合せ先 環境係

地球環境に取組む

西桂保育所 太陽光発電システム



▲屋根に設置された太陽電池



表示装置



データ収集装置



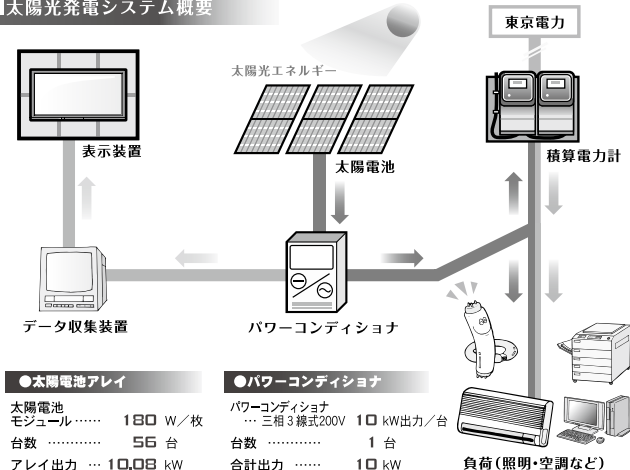
パワーコンディショナ

西桂町立西桂保育所

■太陽光発電システムの導入目的

西桂保育所にて現在の課題でもある「自然エネルギーの有効利用」として太陽光発電設備を導入するもので、CO₂排出抑制、地球温暖化防止等、環境設備を園児父兄、地域住民の方々に對し啓蒙、啓発する事を目的として、西桂保育所の園舎傾斜屋根に10kW太陽光発電装置を設置しました。
又、1階玄関ホールには太陽光発電の発電量、太陽光発電の仕組みが動画にて表現できる液晶表示装置を設置しています。

■太陽光発電システム概要



■環境貢献効果

年間予想発電量 9,503 kWh/年

CO ₂ 削減効果	5.27 t-CO ₂ /年	特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガス排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)に定めるデフォルト値(0.000555t-CO ₂ /kWh)による
森林面積換算	1.48 ha	森林面積1ヘクタール当りの炭素(C)吸収量を0.974(t-C/ha)とする。
原油節約量	2.31 kℓ/年	1kWh発電に使用する原油量 0.243kW/ℓ
灯油缶何缶分?	128 缶	灯油缶容量18ℓ/缶

新卒者でやる気のある
人材を募集！

山梨県中小企業団体 中央会実施

「新卒者就職応援 プロジェクト」事業

本事業は、高校、(短)大学、専門・専修学校の新卒者(平成19年9月以降の卒業生)で未就職者を対象に中小企業の仕事現場に触れる機会を提供し、技能・技術・ノウハウを習得するための長期(最長6ヶ月)現場実習を実施する、やる気のある人材を募集しています。

現場実習企業は、山梨県中小企業団体中央会の会員組合の信用のある傘下企業で、実習期間中常時コーディネーターがフォローします。その間相談やアルバイトも受けられ、就職活動も支援しますので、安心して実習が出来ます。

ぜひこの機会に山梨県内の活力ある中小企業に触れてみてはいかがでしょうか？

対象者：高校、(短)大学、専門・専修学校の新卒者(平成19年9月以降の卒業生)で未就職者の方

期間：最長6ヶ月

実習内容：1日7時間以上8時間

以下、月16日以上21日以下(原則)
実習先は応募者との御相談により決定します。

助成金：日額7,000円を支給します。

連絡先

山梨県中小企業団体中央会労働課
新卒者就職応援プロジェクト担当まで
TEL 0555(237)3215
URL <http://www.chokai-yamanashi.or.jp/>

母子家庭を対象とした パソコン講座

受講者募集

母子家庭のお母さんを対象に、パソコン講座を開催します。

【日程】 5月14日(土)・15日(日)
5月21日(土)・22日(日)

【時間】 午前10時～午後4時

【場所】 山梨県母子福祉センター
【内容】 基礎から応用まで仕事で役立つパソコン操作技能習得します。(講料無料)

【お申込み・お問い合わせ】

4月20日(水)までに、
山梨県母子家庭等就業・自立支援センターへお申込み下さい。

【電話】 055-252-7014

平成23年度スポーツ安全保険のご案内

対象となる事故 団体活動中の事故/往復中の事故
保険期間 平成23年4月1日午前0時より平成24年3月31日午後12時まで(申込受付は平成23年3月から)
加入区分・掛金・補償金額 (団体活動を行う5名以上の方で、加入区分をそれぞれお選び頂いてご加入ください。)

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (一人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用 保険支払限度額
				死亡	後遺傷害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども (中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む。	スポーツ・文化・ボランティア・地域活動	A1	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故 5億円 ただし、身体賠償は、1人 1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段：団体活動中及びその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動など)の補償額	AW	1,150円	2,100万円 熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒の場合、 保険金額はA1区分と同様	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償 合算1事故 5億500万円 ただし、身体賠償は、1人 1億500万円	
				100万円 熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒は対象 となりません	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償 合算1事故 500万円	対象と なりません
大人	文化・ボランティア・地域活動団体員の送迎、応援、準備、片付け	A2	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故 5億円 ただし、身体賠償は、1人 1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	スポーツ活動・スポーツ活動の指導	C	1,600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どものスポーツ活動の指導 ※C区分でも加入可	AC	1,100円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	スポーツ活動 ※C区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わない方はA2区分	B	800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	D	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※同一団体が1口しか加入できません。中途加入する場合、中途脱退する場合も年間掛金を適用します。加入後の加入者の入換え、加入区分の変更はできません。
※B区分は、平成23年4月1日と掛金の支払手続きを行う日のいずれか遅い日の満年齢が65歳以上の方が対象です。
※危険度の高いスポーツ活動はD区分以外では補償されません。
※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、上表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

(財)スポーツ安全協会 山梨県支部(山梨県体育協会内)

〒400-0836 甲府市小瀬町840 TEL 055-243-3920

インターネットからの加入受付を行っております。詳しくはホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <http://www.sportsanzen.org>

電話受付時間：午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く。)

地上デジタル放送への

ご対応をお急ぎください！

～アナログ放送終了まで

あと155日（4ヶ月）です。～

アナログ放送は、平成23年7月24日にすべての放送が終了（完全停波）します。したがって、それまでの間に、地上デジタル放送を視聴するための準備をしないとテレビを見ることができなくなります。

ケーブルテレビで視聴されている場合には、デジタルテレビやケーブルテレビ専用の受信機（STB：セットトップボックス）で地上デジタル放送をご覧になれます。また、アナログテレビにSTBや地デジ対応チューナーを取り付ければご覧いただける場合もあります。詳しくは、加入のケーブルテレビ局へお問い合わせください。

アンテナで視聴している場合には、地上デジタル放送対応の受信機とUHFアンテナが必要です。受信機は、新たにデジタルテレビを購入するほか、アナログテレビに地上デジタルテレビ用チューナーを取り付ける方法もあります。

総務省では、地上デジタル放送の各種ご相談に応じていますので、詳しくは、デジサポ山梨または、総務省地デジコールセンターまでお電話ください。

また、デジサポホームページ（<http://www.digisupo.jp/index.html>）でもご案内しています。

でんわ急げ！ デジサポへ

地デジで「困った！」は、何でもお電話でお問い合わせください。

※受付時間は、いずれも
平日9時～21時、土日
祝日9時～18時

○総務省 山梨テレビ受信者支援センター
（デジサポ山梨）

電話

055-213-2200

○総務省 地デジコールセンター

電話

0570-07-0101

（ナビダイヤル）

※IP電話等、ナビダイヤルがつかない方は、03-4334-1111でお受けしております。

第3回不二の里森 さくら祭り開催について

日時 平成23年4月9日（土）

午前10時～午後2時30分

場所 けやき園・けやきハウス

富士急行よしいけ温泉駅近く

模様し物 施設利用者による

ダンス・模擬店他

問合せ

けやき園
24-8862

甲府地方務局からのお知らせ ～平成23年4月1日から 登記手数料の取扱いが 変更になります～

平成23年4月1日から、登記事項証明書の交付請求等に係る登記手数料は、登記印紙に替えて、収入印紙で納付していただくこととなります（「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）附則第264条等）。ただし、登記印紙については、これまでどおり登記手数料の納付に使用することができ、そのほか、収入印紙と登記印紙を組み合わせて使用することも可能です。

また、本年4月1日から登記手数料の改定（引下げ）が予定されております。

・不動産及び商業法人

登記事項証明書（謄抄本）
1通 1,000円→700円

・成年後見
登記事項証明書

1通 800円→550円

・成年後見

登記されていないことの証明

1通 400円→300円

したがって、現在の登記印紙の主要券種である1,000円券、400円券につきまして

は、単独では使用しにくくなり、

すので、同券種をお持ちの方は、

なるべくお早めにご使用いた

下さいますようお願いいたします。

問い合わせ

甲府地方務局総務課

TEL 055-252-7151

長く楽しめる多年草の寄せ植え

開催日 5月15日（日）

9時～11時30分

場所 大月市民会館

定員 40名（先着順、定員になり次第締め切り）

内容

開花期が長く、翌年も楽しめる花の寄せ植え

材料費 2,000円

申込み 4月14日から受付

申込み先

山梨県緑化センター

TEL 055-276-2020

人口と世帯

平成23年3月1日現在

男	2,328人(+0)
女	2,440人(-2)
合計	4,768人(-2)
世帯	1,515世帯(-3)

2月届出

上町 小前林
下地 田川
上町 原川
倉見 村
上町 小若林
本町 林林
おくやみ(死亡)
親族
本町 久美子
富士吉田市
おしあわせに(婚姻)
本町 宏樹
本町 健一
本町 琢斗
本町 敏和
本町 洋一
本町 保護者

おめでとう(誕生)

慶弔

4月・5月上旬 行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
4月の納税 ●軽自動車税 全期					4月 1 ●児童館事業 am10:00~12:00	2 ●児童館事業 am10:00~12:00
3 ●川浚い	4 ●入園式(保育所)	5	6	7 ●狂犬病予防集合注射 am7:00~12:00 pm1:00~3:00 (役場横駐車場)	8	9 ●資源化物回収 am7:00~ ●中学校図書館一般開放日 am10:00~pm3:00
10 ●山梨県議会議員 一般選挙投票日	11	12 ●2歳児相談 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	13 ●ふれあい健康相談 am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	14	15	16 ●保育参観・保護者総会 (保育所) ●児童館事業 am10:00~12:00
17	18	19	20 ●乳児健診 pm1:20~ (いきいき健康福祉センター)	21	22	23 ●中学校図書館一般開放日 am10:00~pm3:00
24 ●西桂町議会議員 一般選挙投票日	25	26	27 ●1歳6カ月健診 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	28	29 昭和の日	30
5月 1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6	7
8	9	10	11 ●ポリオ pm1:00~ (いきいき健康福祉センター)	12	13	14 ●資源化物回収 am7:00~ ●中学校図書館一般開放日 am10:00~pm3:00

広報に関するご意見・ご感想・ご質問は

 TEL: 0555-25-2121 FAX: 0555-20-2015
 E-mail: kouhou@town.nishikatsura.yamanashi.jp




2/26 (土) 地域子育て創生事業親子体験教室

さいたまスーパーアリーナではバックヤード見学。日本代表が使ったロッカールームに案内され、敗れた相手チームの作戦表が破り捨てられた物を実際見る事ができたり、ベッカムが座ったイスに座ったり…。ウォーミングアップルームでボールを蹴った後、入場曲の中トルシエ階段をあがりピッチへ…選手になった気分でした。きれいに手入れの行届いたピッチの広さに驚き、選手ベンチにも座りました。貴賓席・VIPルームにも入り、このスタジアムで実際に興奮を味わいたい…。サッカーを身近に感じる時間を過ごしました。



《鉄道博物館・さいたまスーパーアリーナ2002見学》

3階建ての大きな建物の中に所狭しと列車が置かれ、システムの変遷や歴史が、時代・テーマごとに紹介されています。模擬運転体験ができたり、国内最大級の鉄道ジオラマを見たりミニシャトル・ミニ運転列車等に乗ったり…。食事は鉄道村で列車を見ながら頂き、空き時間にはお風呂に入る事もできました。



2/19 (土) 手袋人形作り

手袋の指の先端にわたを詰め、フェルト・ビーズ等で目や鼻、口、耳等を作り、顔を作りました。形を整え紙コップの中に入れ、飾れるように工夫しました。



2/18 母親クラブ活動報告

今月はカレンダー作りをしました。自分たちのお気に入りの写真を貼ってかわいくできました。
※母親クラブ「なかよしキッズ」では、会員募集を行なっています。子育ての悩み・喜び等をみんなで伝えあい交流を深め、子ども・お母さん同士の輪を広げてみませんか…

毎月第3金曜日・YLO会館にて10～12時です。ぜひ遊びに来て下さい。お待ちしております(ˊ)ˊˊ



お別れ遠足

2月25日(金)年長児お別れ遠足があり、「まかいの牧場」に行きました。朝から大興奮の子ども達は、「せんせい!きょう、すごくはやくおきたんだ!」と、とても楽しみにしている様子でした。牧場の大自然の中でアスレチック、動物とのふれあい、初めての体験・牛の乳しぼりでは、大きな牛に圧倒されながらも牛のお乳が出た時は、とても喜んでいました。そして何より楽しみにしていたのが、お家の方の心のこもった手作り弁当を食べる時間。「せんせいみて!」と、とても嬉しそうでした。



保育所一日入園

2月19(土)、来年度入園予定の親子が来所し、一日入園が行われました。初めての環境で緊張した様子での参加でしたが、歌や手遊び、人形達の登場に緊張もほぐれ、楽しく参加していただきました。4月から元気に登所してくれるのを楽しみに待っています。

23年度・地域子育て創生事業

- 【趣旨】地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図り、きめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援。
- 【内容】幼児親子・小中学生・または同伴者を対象に、各種の体験教室などを開催する。
- 【対象】西桂在住の幼児親子・小中学生・その同伴者
- *広報・児童館だよりにてお知らせしその都度募集を行います。
- 詳細がわかりしだいお知らせしますのでご協力宜しくお願いします。

地域子育て創生事業

- 【アグリキッズ・幼児親子農業体験】募集
小さいお子さんと一緒に土に親しみ、季節の野菜・草花などを育ててみませんか…
幼児親子さんに協力をして頂ける方もぜひお待ちしております。
- ・町民グランド第2駐車場付近畑
- ・23年4月～ 毎月2回AM10～12時(時期により変更有) ご連絡お待ちしております(ˊ)ˊˊ

児童館 新田 25-2941